

目

次

	頁
第 93 号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例	7
第 94 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	10
第 95 号議案 埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	11

第九十三号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一項を次のように改める。

法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる者（以下この項及び次項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第二十六条の六第二項中「第三百七十七条の三の三第二項」を「第三百七十七条の三の三第三項」に改める。

第三十一条の十四第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改める。

第三十二条の八第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第三項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に改める。

附則第六条の二中「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の六第一項及び第二項並びに附則第六条の二の改正規定 令和九年一月一日

二 第三十一条の十四第一項の改正規定 令和十年四月一日

三 第三十二条の八第一項及び第三項の改正規定 令和十一年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十六条の六第一項の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項にお

いて「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の埼玉県条例第二十六条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第六条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 改正後の条例第三十二条の八第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和八年六月十五日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等したいので、この案を提出するものである。

第九十四号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表4の項中「新座市中野二丁目二番二十二号」を「羽生市東七丁目十四番地八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年六月十五日提出

埼玉県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の規定による変更の届出があった指定特定非営利活動法人について、主たる事務所の所在地の表示を変更したいので、この案を提出するものである。

第九十五号議案

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条）」を「第二十二条の二）」に、「第二十二条の二―第二十二条の四」を「第二十二条の三―第二十二条の五」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第十六条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

園

第十六条第二項を次のように改める。

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、この限りでない。

第十九条第一項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をすること。

第十九条第一項第三号及び同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十二条第二項を削る。

第二十二条の四を第二十二条の五とし、第二十二条の三を第二十二条の四とする。

第二十二条の二中「第二十二条の四」を「第二十二条の五」に改め、同条を第二十二条の三とし、第四章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（名義利用等の禁止）

第二十二条の二 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人

の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第二十三条第一項中「、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」を削り、同条第二項中「前項に規定する認識の下に」を削る。

第二十四条第二項中「前条第一項に規定する認識の下に」を削る。

第二十五条第一項中「、当該建設工場の目的物が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」を削り、同条第二項中「前項に規定する認識の下に」を削る。

第二十七条の見出しを「(調査及び立入検査等)」に改め、同条第一項中「公安委員会は」の下に「、第十六条第二項」を加え、「第二十二条第一項」を「第二十二条、第二十二條の二」に、「その違反の事実を明らかにするため」を「この条例の施行に」に改め、同条に次の五項を加える。

2 公安委員会は、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に当該疑いのある建物に立ち入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

3 公安委員会は、第三十条第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、第三十条第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

5 第二項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第二項又は第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八条中「第二十二条第一項」を「第二十二條、第二十二條の二」に改める。

第二十九条第一項中「第二十七條」を「第二十七條第一項又は第三項」に改める。

第三十条第三項中「中止命令」を「第二項の規定による命令」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第二項中「（次項及び第三十三条において「中止命令」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、第十六条第二項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

第三十二条第一項第二号中「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改め、同項第三号中「第二十二条の四」を「第二十二条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第三十条第一項の規定による命令に違反した者

第三十四条第一項中「第三十二条第一項」の下に「又は前二条」を加え、「同項」を「各本条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条中「中止命令」を「第三十条第二項の規定による命令」に改め、同条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十三条 第二十七条第二項又は第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

令和八年六月十五日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止する等したいので、この案を提出するものである。